

船舶事故調査報告書

令和6年2月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年11月6日 11時30分ごろ
発生場所	京浜港東京第4区 東京木材投下泊地防波堤西灯台から真方位096° 1.57海里付近 (概位 北緯35° 36.9′ 東経139° 51.0′)
事故の概要	漁船 ^{なかぶんじ} 仲文治丸は、南進中、また、プレジャーヨット ^{ペガサス} Pegasus 58は、南東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和5年1月4日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 仲文治丸、9.1トン CB2-50013（漁船登録番号）、個人所有 第232-32126号（船舶検査済票の番号） B プレジャーヨット Pegasus 58、5.3トン 235-50520東京、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部外板に凹損等 B バウローラ（錨のガイド用器具）に曲損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約2～3m/s、視界 良好 海象：波高 約0.2m
事故の経過	A 船は、船長A及び甲板員1人が乗り組み、底引き網漁の目的で、千葉県千葉港葛南区の定係地を出港し、東京都江戸川区葛西臨海公園南方沖の三枚洲南側の漁場に到着した。 船長Aは、底引き網漁を開始したのち、約8回目の投網を行って手動操舵とし、約4ノットの対地速力で南進した。 船長Aは、漁場付近を帆走しているB船を右舷船首方に認めたが、海底の障害物を避けて航行しようと下方を向いて魚群探知機を見ていたところ、衝撃を感じた。 船長Aは、船長Bから両船が衝突したことを告げられ、損傷状況等を確認するよう甲板員に指示した。 B 船は、船長Bほか1人が乗り組み、セーリングの目的で、千葉県浦安市南方沖に向け、京浜港東京区所在のマリーナを出航した。 船長Bは、三枚洲南南西方沖を南進中、左舷船尾方にA船が停止しているように見え、また、A船がB船の動向を見ているものと思い、

	進路を変更してもA船と衝突することはないと考え、機走から帆走とし、船長Bが後部甲板の左舷側に腰を掛けて右舷側を向き、乗員が同甲板に船長Bと対面するような姿勢をとって船首方を向き、南東進した。 船長Bは、左舷側にセールを展開していたので、至近となってA船に気付いたが、どうすることもできず、B船のバウローラとA船の右舷船首部とが衝突した。 船長Bは、乗員の負傷の有無及びB船の損傷状況を確認したのち、118番通報した。
分析	A船は、南進中、船長Aが、下方を向いて魚群探知機を見ながら航行を続け、B船と接近する状況となっていることに気付かなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、南東進中、船長Bが、A船は停止しているように見え、かつ、B船の動向を見ているものと思い、航行を続け、A船と接近していることに気付かなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が南進中、B船が南東進中、船長Aが、下方を向いて魚群探知機を見ながら航行を続け、また、船長Bが、A船は停止しているように見え、かつ、B船の動向を見ているものと思い、航行を続け、互いに接近していることに気付かなかったため、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・漁船の船長は、操業しながら航行している際、魚群探知機等に意識を向けることなく、前方の見張りを適切に行うこと。 ・プレジャーヨットの船長は、航行中、他船を認めた場合には他船が自船の動向を見ていると思わず、適切に見張りを行い、セール等で視界が制限される状態では針路を変更して視界を適切に確保すること。